

豊橋市告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、令和5年2月20日に豊橋市条例制定請求書の提出があり、同日受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、条例制定請求者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和5年2月20日

豊橋市長 浅井由崇

1 条例制定請求代表者の住所及び氏名

住所	氏名
豊橋市 [REDACTED]	佐藤清純
豊橋市 [REDACTED]	藤田茂樹
豊橋市 [REDACTED]	水谷津太枝

2 請求の要旨

令和4年5月30日、突如、浅井市長は「豊橋公園に、5,000人規模を収容可能な多目的屋内施設（以下「新アリーナ」という。）建設を発表し、2026年開業をめざし計画を進めています。

豊橋市では新アリーナ建設を巡って賛否両論が存在し、長年の課題となっています。2020年の豊橋市長選において浅井候補（現市長）は市民団体からの公開質問に対して「ほかの場所（豊橋公園以外）で、時期は見定めて」とし、また「以前とまったく異なると考えられるアフターコロナに向け、コロナ以前の計画は一度見直し、市民の総意を得て考えていくべき」と回答し、市民の支持を得て当選を果たしました。

新アリーナの建設については、費用負担やその運営方法、用途のみならず地域経済、市民生活に与える影響等、数多くの課題・問題が存在しています。そして一度新アリーナが建設されれば、数十年、豊橋市民はその影響を受けることとなり、その影響について議論を深めることは豊橋市民にとって重要課題であるといえます。

しかし、「市民の総意を得た形で施設を考えていった」検討の経緯も内容も市民に明らかにしないまま、「別の場所」ではなく「豊橋公園」に新アリーナを建設することを公表しました。

新アリーナ建設についてこれまでに示された民意と言えるものは、2020年に「豊橋公園に新アリーナを建設しない」として選挙に臨んだ浅井市長が当選した事のみです。その民意に反して計画を進めることは、断じて看過できません。

私たちは、豊橋市民が豊橋公園に新アリーナを建設することの賛否について真摯に向き合い、市民一人ひとりが自らの課題としてとらえ、話し合い、自らの意思を表明することが必要と考えます。

そこで、私たちは地方自治の本旨に基づき、間接民主主義を補完する手段として新アリーナ建設の賛否を問う住民投票を実施するよう、住民投票条例の制定を請求します。

}